

に必要があると認めるときは、指定規模縮小等航路又は指定規模拡大等航路において一般旅客定期航路事業を営む者（その事業を営もうとする者を含む。）に対し、輸送需要に対応した適正な輸送力の維持、輸送施設の利用の効率化及び事業規模の縮小等により不必要な船舶その他の当該事業の用に供する資産の処理の円滑化のための措置その他再編成基本方針に基づき一般旅客定期航路事業の再編成を適切に実施するに必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 國土交通大臣又は厚生労働大臣は、本州四国連絡橋の供用に伴う一般旅客定期航路事業又はその関連事業に係る影響の軽減を図るために必要な措置があると認めるときは、指定規模縮小等航路又は指定規模拡大等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営もうとする者を含む。）に対し、一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の援助その他これら事業を営む者に雇用されている労働者の雇用の安定のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。（報告徴収）

第九条 國土交通大臣又は厚生労働大臣は、第五

条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者に対し、実施計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

第三章 一般旅客定期航路事業を営む者に

関する措置

（交付金の交付）

第十一条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しくは保有する者であつて国土交通大臣の指定するもの（以下「鉄道事業者等」という。）は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者（関連事業を営む者その他政令で定める者を除く。）で海上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計画に従つて事業規模の縮小等を行つたものに対し、機構に付するものについて、一般旅客定期航路事業を営む者（以下「鉄道橋」という。）の供用に伴うものについて、鐵道事業者等があつては鉄道施設である本州四国連絡橋（以下「鉄道橋」という。）の供用に伴うものについて、一般旅客定期航路事業廃止等交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

（交付金の返還）

第十三条 機構又は鉄道事業者等は、第六条第三項の規定により実施計画の認定が取り消された場合において特に必要があると認めるときは、

航路又は指定規模拡大等航路において一般旅客定期航路事業を営む者（その事業を営もうとする者を含む。）に對し、輸送需要に対応した適正な輸送力の維持、輸送施設の利用の効率化及び事業規模の縮小等により不必要な船舶その他の当該事業の用に供する資産の処理の円滑化のための措置その他再編成基本方針に基づき一般旅客定期航路事業の再編成を適切に実施するに必要な措置をとるべきことを勧告するこ

とができる。

2 船舶その他の事業の用に供する資産で政令で定めるものの減価をうめるために要する費用

一 船舶その他の事業の用に供する資産で政令で定めるものの減価をうめるために要する費用の合計額とする。

二 事業の用に供する資産で政令で定めるものの撤去に要する費用

三 事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な経営を図るために必要な費用

四 離職者に支払われる退職金の一部に充てるために要する費用

（交付金の請求及び交付の手続）

第十二条 第十条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた日から起算して六月を経過する日までに、国土交通省令で定めるところにより、国道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては機構に対し、鉄道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては鉄道事業者等に対し、交付の請求をしなければならない。

（交付金の支払）

2 機構又は鉄道事業者等は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の請求の期限を延期することができる。

（交付金の支払）

3 機構又は鉄道事業者等は、第一項の請求があつたときは、これを審査し、船舶の売却、事業の用に供する資産の撤去、運航回数の減少、退職金の支払等の交付金の額の算定の基礎となる事実があつたことを確認した上、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該交付の請求をした者に通知しなければならない。

（交付金の支払）

4 機構又は鉄道事業者等は、前項の交付金の額の算定の基礎となる事実の一部があつたことを確認した場合において特に必要があると認めるときは、同項の規定により交付金の額を決定する前に、概算見積りにより、政令で定める金額の範囲内において、その一部を同項に規定する者に交付することができる。

（交付金の返還）

第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、交付金の交付及び返還に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（交付金の額）

第十五条 機構又は鉄道事業者等は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路における「支払確保契約」（以下この条において「特定事業主」といふ。）に雇用されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれるもの（以下この項において「離職見込者」という。）の退職金の支払に係る資金の確保を図るため、機構にあつては国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、特定事業主と退職金支払確保契約（特定事業主が、離職見込者に係る退職金の支払に必要な資金を当該離職見込者の退職の日までに機構又は鉄道事業者等に掛金として納付することを約し、機構又は鉄道事業者等は、当該離職見込者の退職のときに、請求に応じこれを特定事業主に給付することを約する契約をいう。以下同じ。）を締結し、これに関する業務を行うことができる。

交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。（省令への委任）

（交付金の返還）

第十六条 第十五条第一項又は第六条第一項の規定により認定を受けた実施計画に含まれて政令で定めるところにより算定した金額として政令で定めるものとこれにより算定した金額の合計額とする。

一 船舶その他の事業の用に供する資産で政令で定めるものの減価をうめるために要する費用

二 事業の用に供する資産で政令で定めるものの撤去に要する費用

三 事業の円滑な転換又は残存する事業の適正な経営を図るために必要な費用

四 離職者に支払われる退職金の一部に充てるために要する費用

（交付金の額）

第十七条 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対し、当該手帳がその効力を失うまでの間、厚生労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するため必要な職業指導（次項において「就職指導」という。）を行うものとする。

一 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に

対して、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受けることその他の再就職を促進する

（船員となろうとする者の関する特例）

第十八条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする一般旅客定期

たものに対して、その者の申請に基づき、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一 当該離職が第五条第一項又は第六条第一項の規定により認定を受けた実施計画に含まれているものであること。

二 指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

（交付金の額）

第十九条 第十条から前条までに定めるもののほか、交付金の交付及び返還に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。

一 船舶その他の事業の用に供する資産で政令で定めるものの減価をうめるために要する費用

二 事業の用に供する資産で政令で定めるものの撤去に要する費用

（交付金の額）

第二十条 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対し、当該手帳がその効力を失うまでの間、厚生労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するため必要な職業指導（次項において「就職指導」という。）を行うものとする。

一 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に

（船員となろうとする者の関する特例）

第二十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員（以下「船員」という。）となろうとする一般旅客定期

十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第十二条第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月一九日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年六月二三日法律第八一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十三条第二項、第千三百二十六条第一項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一二年五月一二日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 本法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第二十八條 (第二十八條) この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)が規定に對する

命令（以下「旧海令」といふ）の規定によれば、海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」）

田

第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則(平成二年六月三日法律第八〇号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附見立成一一年二月二日法律第
一六〇号)抄

第一条 この法律（施行期日）（第二条及び第三条を除く。）

は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第二二三百五条、第二二三百六条、第二二三百七

十四条第二項、第千三百一十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二年五月一二日法律第五号抄）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 貝（平成一四年五月三日法律第五四号）抄

<p>第二十九条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。</p> <p>第三十条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対しても申請、届出その他行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対しても申請等とみなす。</p> <p>第三十一条 この法律の施行前に旧法令の規定の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>（施行期日）</p> <p>第一条 号抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>